

2008年8月25日

大阪府労働委員会 会長 様

アルバイト・派遣・パート関西労働組合

代表 小原久季

大野潤公益委員の忌避申立書

1、忌避の原因の発生日時、内容。

2008年6月2日の調査の場で、著しく申立人に不利になる書証の採用を認めたこと。

2、忌避にいたる経過とその理由および内容

貴委員会は、審問計画策定時に「審問計画策定後の証拠提出は出来ません」と述べた。

6月2日、同日被申立人提出の乙8号証およびその理由書について、申立人は採用すべきでない主張した。しかし、大野公益委員は、被申立人の提出理由「弾劾証拠」と記載されているので採用するとした。

申立人は、①「審問計画策定後」提出した甲12号証が採用されなかったこと、②「弾劾証拠」とは何か、労組法もしくは労働委員会規定に決まりはあるのかと質問及問いただした。大野公益委員は、申立人の質問および問いただしに対して休憩を取った。休憩後の対応は、「弾劾証拠」なる規定はないことが明らかになった。その上で、大野公益委員は、申立人に対し「意見があれば文書で提出してください」とし、調査は終了した。

その後、申立人は、6月30日に「意見書」、7月7日に「上申書」、8月1日に「申入書」を提出した。それぞれに対して、貴委員会事務局から、大野公益委

員が申立人の要求していた文書回答をしないこと、乙8号証を採用した理由は「総合的判断」と答えているとのことであり、意見があれば「最終意見陳述書に書いてください」との対応を繰り返すのみであった。

大野公益委員の「総合的判断」なる抽象的あいまいな答弁は、その根拠がないので答えられない結果である。

3、忌避の理由

①著しく公平を欠く判断がなされている。

「審問計画策定後の証拠提出は出来ません」という貴委員会の原則を変更する、理由が示されず証拠採用することは、著しく公平性の原則、労働組合法の目的に反することである。

②被申立人の乙第8号証の「書証提出理由書」の理由は、「審問計画策定後の証拠提出は出来ません」とする貴委員会の原則を変更する理由がない。

被申立人会社内のクボタ精機労働組合の掲示板は、本件審査計画策定前、労使化関係は相当古くはるか昔から存在しており、書証として提出するなら審査計画策定前にいつでも簡単に提出する機会があった。にもかかわらず提出しなかったのは、「会社の許可」をしているというハンコを押したものをどうしても示したかったからに他ならない。事後証拠作りともいえるもので、被申立人のいう「やむを得ない理由」ではまったくくない。

また、本件不当労働行為が認定された場合を想定した、組合掲示板への掲示物が被申立人の「会社の許可」を書証として残すためのものである。こうした書証が、貴委員会の原則を曲げてまで採用される根拠とはならない。これを強引に採用する大野公益委員の審査指揮は、著しく審査の公正さを妨げ、被申立人を擁護するという労働組合法の精神を著しく踏みにじるものであり、申立人の不当労働行為救済請求内容を制限することを容認している。

以上